

○国土交通省告示第千八十八号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第二条第三項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める耐用年数を定める告示を次のように定める。

令和四年十一月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第二条第三項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める耐用年数を定める告示

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第二条第三項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める耐用年数は、次の表の上欄に掲げる建築物の構造に応じ、同表の中欄に掲げる建築物の用途ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる耐用年数とする。ただし、当該建築物の壁、柱、屋根、建築設備その他の部分の損傷、腐食その他の劣化により、大規模な補修を行わなければ、当該建築物をその本来の用途に供することができない状態となったと認められるときは、当該建築物の建築時からの経過年数が当該建築物の耐用年数を超えているものとみなすことができる。

建築物の構造

建築物の用途

耐用年数

木造				
住宅（住宅金融支援機構住宅程度のものより著	の 住宅（住宅金融支援機構住宅程度のものより高 い耐久性を有するもの）その他これに類するも	もの 住宅（住宅金融支援機構住宅程度のもの）、劇 場、映画館、学校、病院その他これらに類する	庫、市場その他これらに類するもの 住宅（公営住宅程度のもの）、工場、倉庫、車	住宅（応急住宅程度のもの）、物置、畜舎その 他これらに類するもの
七〇年	六〇年	四八年	三五年	二〇年

					非木造	
鉄骨造（肉厚九ミリメ					鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート 造	
工場及び倉庫（塩素、塩酸、硝酸等の腐食性を	事務所、住宅、アパート、店舗、病院、学校その他これらに類するもの	旅館、ホテル、百貨店、劇場、飲食店その他これらに類するもの	工場及び倉庫（一般的なもの）、市場その他これらに類するもの	工場及び倉庫（塩素、塩酸、硝酸等の腐食性を有する液体又は気体を使用するもの）		しく高い耐久性を有するもの）その他これに類するもの
四〇年	九〇年	八〇年	六五年	四〇年		

		<p>1メートル以上、主にH型構造)</p>			
<p>れんが造、コンクリートブロック造、石造</p>					
	<p>有する液体又は気体を使用するもの)</p>	<p>工場及び倉庫(一般的なもの)、市場その他これらに類するもの</p>	<p>工場及び倉庫(一般的なもの)、市場その他これらに類するもの</p>	<p>旅館、ホテル、百貨店、劇場、飲食店その他これらに類するもの</p>	<p>事務所、住宅、アパート、店舗、病院、学校その他これらに類するもの</p>
		<p>工場及び倉庫(塩素、塩酸、硝酸等の腐食性を有する液体又は気体を使用するもの)</p>			
	<p>工場及び倉庫(一般的なもの)、市場その他これらに類するもの</p>				
	五五年	三五年	八〇年	七〇年	六〇年

				鉄骨造（肉厚四ミリメートルを越え九ミリメートル以下）	
旅館、ホテル、百貨店、劇場、飲食店その他これらに類するもの	工場及び倉庫（一般的なもの）、市場その他これらに類するもの	工場及び倉庫（塩素、塩酸、硝酸等の腐食性を有する液体又は気体を使用するもの）	事務所、住宅、アパート、店舗、病院、学校その他これらに類するもの	旅館、ホテル、百貨店、劇場、飲食店その他これらに類するもの	
六〇年	五〇年	三五年	七〇年	六五年	

備考 この表において「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構法（平						
			鉄骨造（肉厚四ミリメートル以下）、軽量鉄骨			
	事務所、住宅、アパート、店舗、病院、学校その他これらに類するもの	事務所、住宅、アパート、店舗、病院、学校その他これらに類するもの	工場及び倉庫（一般的なもの）、市場その他これらに類するもの	工場及び倉庫（塩素、塩酸、硝酸等の腐食性を有する液体又は気体を使用するもの）	事務所、住宅、アパート、店舗、病院、学校その他これらに類するもの	六〇年
	五五年	五〇年	四五年	三〇年		

成十七年法律第八十二号) 第十三条第一項第一号の業務の対象となる住宅をいう。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。